

有無等を精査する。

○また、主要取引銀行、販売先、仕入先等、相手企業の取引関係、業界内でどのような評判か、例えば、業界リーダーかどうか、行政とのつながりはあるかどうか等の調査が必要であるとともに、経営者の資質（代表者その他役員の名、経歴、人格、人脈、経営意欲・能力・ワンマン）、キーパーソンの相手先への定着度合い、労働組合の状況（労働組合の有無の善し悪しは国によって違うのでその点の情報も入手しておくこと）、労働争議の有無等の内部事情についても調査しておくことが重要である。

○相手先は、それまでの取引実績を踏まえ、信頼関係のある企業から選定する。悪意の技術流出が発生しないように良好な信頼関係が構築でき、かつそのような社内体制が整っている相手かどうか見定める必要があり、また良好な信頼関係を計画段階から構築していく必要がある。

①-2 周辺情報の調査

○契約前のその他の事前調査としては、技術供与、知的財産権法、ライセンス等に関する法制度の調査も挙げられる。

諸外国では国内企業の保護を目的とした法令が制定されており、例えば、中国では、受託研究契約の内容いかんで、技術輸出管理の対象となり、許可または登録が要求され、場合によっては中国への輸出が禁止されることもある。許可や登録が必要な場合、これをしていないと相手方への研究経費等の支払いが中国国内の銀行で人民元に転換できなくなるという問題も生じうる。

○相手先が保有する販売先・販売ルート进行调查するとともに、自社独自で販売できる体制を構築することが可能かどうか市場調査する。なお、候補企業に当該市場調査やそのために必要な共同研究に関し協力を要請する場合は、自社の情報・ノウハウ等の開示を伴うため、交渉段階・契約締結準備段階で秘密保持契約を締結するのが通常であり、重要である。

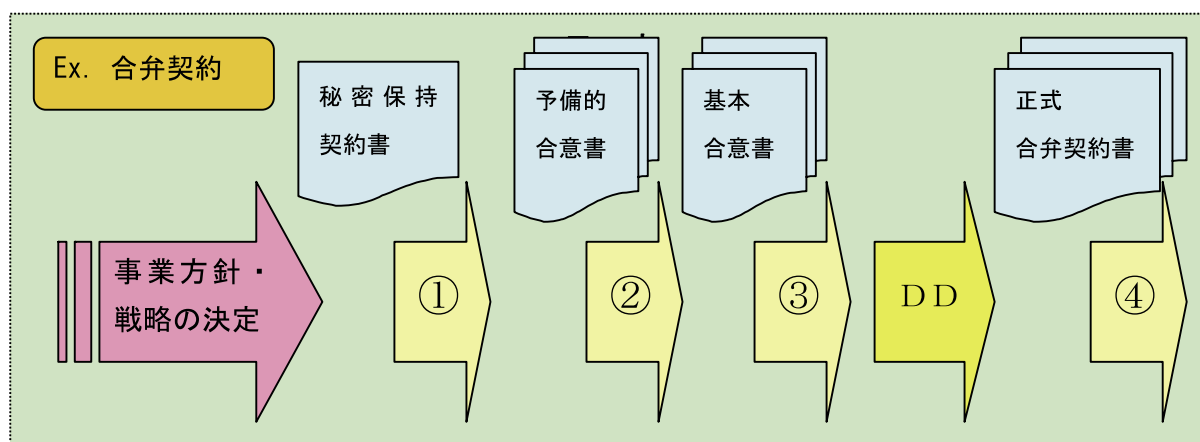
② 調査方法および手段

相手先に関する調査は、複数ルートから情報収集することが望ましい。最初に調査のチェックリストを作成し、経営トップ自らがパートナー探しから事業化調査（F/S）まで責任をもって行うべきである。調査源としては、現地の国内調査機関、国内銀行、外国銀行、広告代理店、商社、同業者、業界新聞、雑誌、統計書類、データベース、年次報告書、現地の商工会議所、現地に支店・子会社を有する日本企業、JETRO・JICA情報、現地の日本人会等の各種ネットワーク、外国政府の職員、外国企業の誘致を担当する地方政府の職員、在日大使館等が挙げられる。日本企業は、欧米企業に比して、現地の弁護士・会計士等の専門家を活用した現地企業の事前調査が不十分との指摘もあり、現地の専門家を活用した合弁先の十分な事前調査を行い、本社で最終判断を行うことが望ましい。

(3) 仕事の流れと契約

- ① 相手先の選定後、顔合わせをして事業提案の意向・内容を伝える段階
- ② 事業化の可能性を検討するために必要な情報を開示する段階

- ③ 事業を進めるために必要な協力関係の基本的内容について合意ができた段階
- ④ 当該事業に関する協力関係についての具体的内容を正式に合意していく段階



- 秘密保持契約 事業化を検討するのに必要となる情報開示にあたって守秘義務等を課す。
- 予備的合意書 交渉過程の中で合意に達した事項があれば、これを書面で残しておく。あくまで確認的書面であり法的拘束力は持たせない。
- 基本合意書 事業提携等を進めるための基本的内容に関しての大筋について合意する。英語では、MOU(Memorandum of Understanding)、LOI (Letter of Intent) などと呼ばれ、法的拘束力を持たせずに、紳士協定的なものに留めるのが通常。但し、正式契約を締結する際には、基本合意書の内容通りとするのが原則とのコンセンサスが生じるので、その内容は重要。また、条項によっては法的拘束力を持たせることを検討すべき（例えば、秘密保持義務を盛り込んだ場合は、少なくとも当該秘密保持条項については法的拘束力を持たせるべき）。
- DD 事業提携等を行う上で財務、法務その他重大な問題がないか精査する。
(デューデリジェンス)
- 正式契約書 事業提携等を行うための具体的内容を細部まで正式に合意する。この段階で、法的拘束力、執行力を持った完全な合意が成立する。

上記の通り、相手方との交渉過程において各種契約を締結することになるが、相手先との交渉開始段階における秘密保持契約の締結が技術情報の流出を防止する上で極めて重要になる。

(4) 契約に明記しておくべき事項の確認

契約内容は、様々な外的要因により、変更せざるを得ないものであるが、事前にモデル契約書やチェックリストを策定しておくことで、重要なポイントについて見落とすことなく契約交渉を進めることが可能となる。

契約書の言語については、複数の言語で契約書を作成した場合には、契約書の解釈が一義

的に定まらないということがしばしばみられるため、これを防ぐために、正本を一言語に限定しておくことが有効である。この点、日本語を正本とし、相手方の言語はあくまで翻訳とするとの規定を入れることができればよいが、相手方も自己の言語を正本とすることを主張することが容易に想定されるので、妥協策としては、例えば英語を正本とすることが考えられる。なお、相手国によっては、行政機関への届出等の関係上、相手方の言語を正本としなければならないこともあるため、各国の事情も踏まえた対応が必要になる。

技術情報の流出を防止するためには、合弁先、技術ライセンス許諾先および原料・部品・包材メーカー、販売先などの取引先等に対して技術情報の開示に先立ち秘密保持契約を締結して厳格な守秘義務を課す必要がある。秘密保持契約の締結は、技術情報の流出防止を目的とするのみにとどまらず、当該技術情報が秘密管理性を有する営業秘密であって不正競争防止法などによる法的保護をうけるべきものであることを明確にすることにもある。

また、新商品・新素材を紹介する場合、これまで取引のない新規の取引先に対してのみならず、すでに取引を行っている相手方との取引基本契約において秘密保持条項があったとしても、特定の技術情報を保護するのに十分であるかどうか確認し、必要であれば個別の対応をとることが望ましい。

なお、技術流出を防ぐために、相手方に秘密保持義務を課し、さらに相手方から秘密情報の開示を受ける者にも秘密保持義務を課す義務を相手方に課すのは当然のことであるが、アジア諸国における契約遵守に対する意識は日本と異なる場合が多い。例えば、日本では、会社に秘密保持義務を課せば、その拘束力が当然に役員及び従業員にも及ぶと考えてしまいがちであり、終身雇用制の国や企業においてこれは確かに一般的にあてはまる一方、キャリアアップの特色が強い国や企業においては、人員の流動性が激しく、それに伴い技術流出の危険が格段に高くなるため、役員や従業員も第三者として別途秘密保持義務を負わせる旨を明確に規定しておくことが必要となる。相手方が秘密保持義務に違反した場合はともかく、相手方から秘密保持義務を課せられて秘密情報の開示を受けた第三者がこれに違反し、技術が流出してしまった場合、秘密情報を漏洩した当該第三者を特定し、これに対して損害賠償請求をするのは現実には非常に困難なことである。また、残念ながら、生活基盤の安定しない国民を多く抱える国においては、秘密保持義務を遵守するモラルやそれに違反することによるリスクよりも、技術を利用して利益を得るメリットを優先する者も少なくない。したがって、技術流出を防ぐためには、秘密保持義務を課すことよりも、そもそも秘密情報を開示しないこと、開示したとしても受領者が漏洩できないようにするための具体的措置がより重要になる。かかる具体的措置をとることは、契約書に秘密保持義務を規定するよりもはるかにコストを伴うものであるが、ブラックボックス化、CAD（Computer Aided Design：コンピュータ支援（による）設計）等の電磁的記録の秘密管理等も必要である。

① 秘密保持契約書で規定すべき項目について

技術流出を防ぎ、技術情報の秘密管理性を維持するためには、次の点に留意して、厳格な秘密保持義務を課す必要がある。なお、現地従業員を対象とした秘密保持に関する留意事項については、後述の「4. 現地従業員等の管理」を参照されたい。

○秘密情報の定義については、限定列举ではなく、開示されたすべての情報とすべきであるが、網羅的にしてしまうと、特に実務担当者間でのやりとりの段階においては秘密保持の対象であるのかが不明瞭になってしまうことも懸念される。一方、流出によって致命的な影響をこうむる可能性がある技術を開示しなくてはならない場合には、契約当事者間において共通の認識を得ておくために秘密保持の対象となる情報を具体的に特定しておくべきである。また、開示先においても適正管理が可能となるように、技術情報の性質と管理のレベルを具体的に規定する。

【条文文例】

第〇条[秘密情報]

1. 本契約において「秘密情報」とは、甲が乙に対して開示する技術上または営業上の秘密をいい、その開示の態様を問わず、以下のものを含むが、これらに限られない。
 - (1) (例1) 製品Xの改良のための新素材の規格書
 - (2) (例2) 新製品Yの製造設備レイアウト図
2. 前項の規定にかかわらず、以下のものは秘密情報に含まれない。
 - (1) 甲から乙へ開示された時点で、公知であったことを書面によって立証できるもの
 - (2) 甲から乙へ開示された時点で、既に乙が正当に保有していたことを書面によって立証できるもの
 - (3) 甲から乙へ開示された後、乙の責めによらないで公知となったことを書面によって立証できるもの
 - (4) 乙が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく正当に入手したことを書面によって立証できるもの
 - (5) 甲及び乙が秘密保持の対象としないことを書面によって合意したもの
 - (6) 乙が法令または裁判所の命令により開示を義務付けられたもの

*なお、第1項の(3)(4)として以下のような規定を設けることも考えられるが、関与する担当者に秘密情報であることを必ず相手方に伝えなければならないことを周知徹底しておかないと、秘密と言いつつ忘れたがために保護されないことになるので注意すること。

- (3) 甲が乙に対して秘密である旨を明示した上で開示した書類又は電子化情報を保存した記録媒体等の有体物
- (4) 甲が乙に対して口頭または有体物によらない方法により開示したものであって、開示後〇〇日以内に甲が乙に対して書面で開示年月日および開示内容を特定して秘密である旨を通知した情報

○技術情報の使用目的を限定し目的外使用の禁止や第三者への開示を制限する。

相手方が秘密情報を第三者に対して開示する場合には、その対象を限定するとともに、秘密保持義務を課すことを規定することが重要である。また、実効性の確保という観点からは、当該第三者について氏名の報告を要求したり、当該第三者に差し入れさせた秘